

Tracers DJ USディビデンド100 (米国高配当株式)年4回分配型

追加型投信／海外／株式／インデックス型

ダウ・ジョーンズ USディビデンド100



Tracers



- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社 [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号
ホームページ アドレス www.amova-am.com
コールセンター 電話番号 0120-25-1404
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

受託会社 [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社



「こんなの欲しかった」をデザインし、
ルール通りに運用(トレース)する

トレイサース
Tracersとは

Tracers(トレイサース)は、
「こんなの欲しかった」というアイデアをファンドの設計に取り入れ、
事前に定めたルールに沿って運用(トレース)する、
アモーヴァ・アセットマネジメントのファンドシリーズです。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「Tracers DJ USディビデンド100(米国高配当株式)年4回分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年6月30日に関東財務局長に提出しており、2026年7月1日にその効力が発生しております。

商品分類				属性区分					
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
追加型	海外	株式	インデックス型	その他資産 (投資信託証券 (株式 一般))	年4回	北米	ファミリー ファンド	なし	その他 (ダウ・ジョーンズUS ディビデンド100イン デックス(税引後配当 込み、円換算ベース))

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

<委託会社の情報>

委託会社名	アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社
設立年月日	1959年12月1日
資本金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合計純資産総額	39兆8,632億円 (2026年4月末現在)

2025年9月1日付で、日興アセットマネジメント株式会社から
「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

ファンドの目的

主として、米国の金融商品取引所に上場する株式および投資信託証券などに投資を行ない、米国の高配当銘柄で構成される指数の動きに連動する投資成果をめざします。

ファンドの特色

1

米国の金融商品取引所に上場する株式およびETF(上場投資信託証券)などを主要投資対象とします。

- 主に「インデックス マザーファンド 米国高配当株式」に投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。

※マザーファンドにおいて、ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスの動きとの連動をめざすETFなどに投資しますが、純資産総額が大きくなった場合には、ETFに投資を行わないことがあります。また、株価指数先物取引などを活用することがあります。

- 原則として、為替ヘッジは行ないません。

2

「ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース*)」の動きに連動する投資成果をめざします。

*公表指数をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが円換算します。

- ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスは、米国の金融商品取引所に上場している株式のうち、主に配当利回りの高い、原則100銘柄で構成される株価指数です。

※連動をめざす対象指数(ベンチマーク)については、当ファンドの商品性および運用上の効率性などを勘案して、委託会社の判断により変更する場合があります。

3

年4回、決算を行ないます。

- 毎年1月、4月、7月および10月の各4日(休業日の場合は翌営業日)を決算日とします。

※分配金額は収益分配方針に基づいて委託会社が決定しますが、委託会社の判断により分配金額を変更する場合や分配を行わない場合もあります。

4

購入時手数料はかかりません。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。



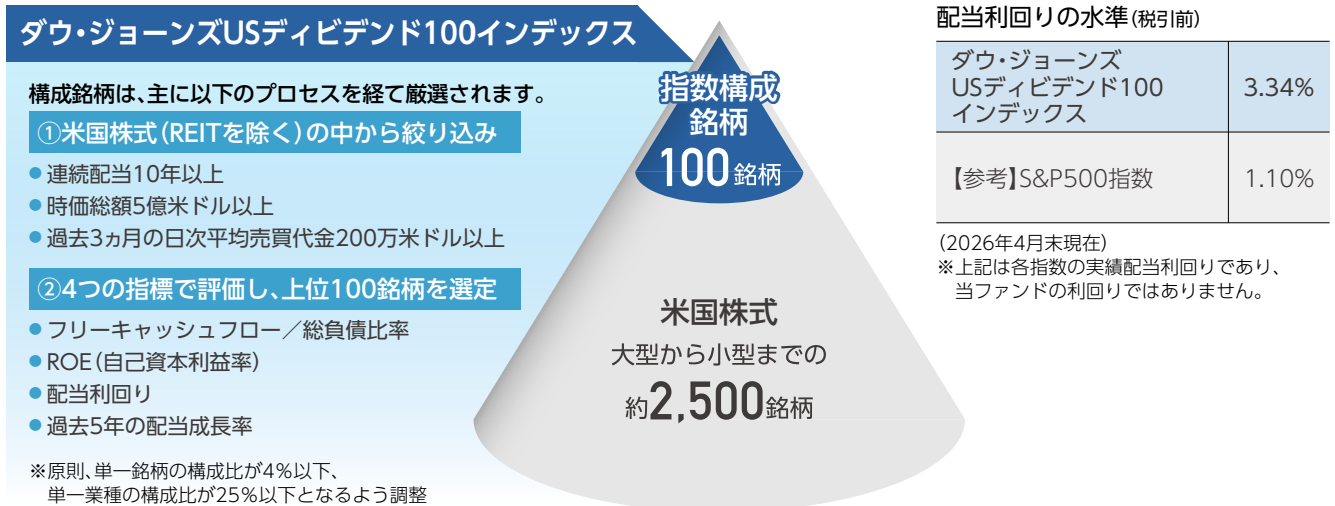
当ファンドのルール

当ファンドでは、米国の上場株式のうち、主に配当利回りの高い、原則100銘柄で構成される「ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス」に着目し、同指数(税引後配当込み、円換算ベース)の動きに連動した投資成果をめざします。

ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスについて

- ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスとは、米国の金融商品取引所に上場する株式のうち、主に配当利回りの高い、原則100銘柄で構成される時価総額加重平均型の指数です。
- 同指数の構成銘柄は、配当利回りだけでなく、財務の安定性など質(クオリティ)も考慮した上で決定され、年1回見直されます。

<ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスの概要>



S&P ダウ・ジョーンズ・インデックス社などの信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

当ファンドのベンチマークの推移

- 当ファンドのベンチマーク「ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)」の推移は、以下の通りです。

(1999年1月4日～2026年4月30日)



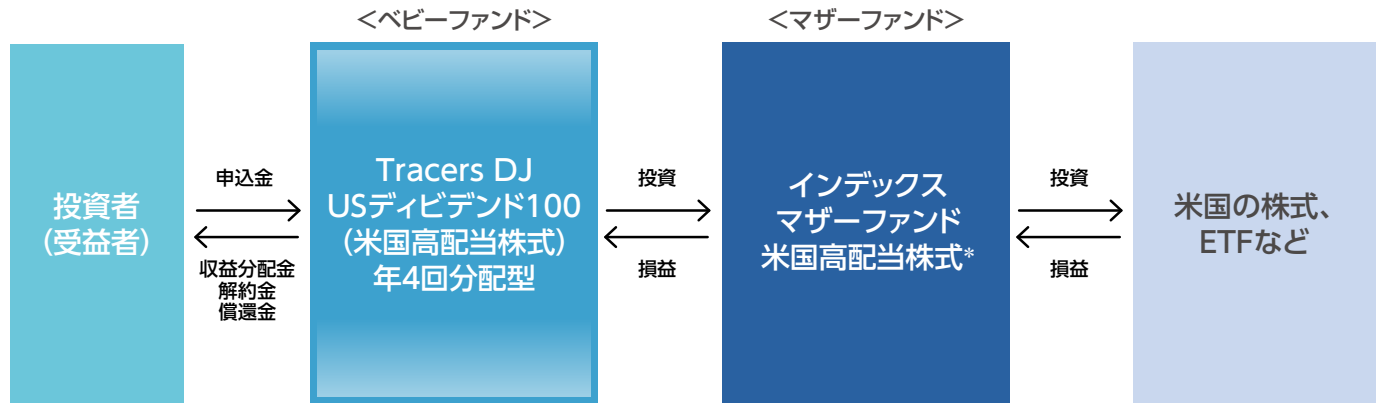
信頼できると判断したデータをもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが作成

- ※ 各指数は、公表指数をもとにアモーヴァ・アセットマネジメントが円換算したものです。
- ※ ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、米ドルベース)の算出開始日は2011年8月31日です。なお、算出開始日以前のデータは、算出開始日における算出要領に基づき当該指数の開発元が試算した値であり、指数の実績のパフォーマンスではありません。
- ※ ベンチマーク「ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)」はあくまで参考情報であり、当ファンドの運用実績ではありません。
- ※ 参考として掲載したS&P500指数は、当ファンドのベンチマークではありません。

※当資料に示す各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。
※上記は過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。

ファンドの仕組み

■ 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



*株価指数先物取引などを活用することがあります。

- 主な投資制限
- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
 - 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- 分配方針
- 毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスは、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(「SPDJ」)の商品であり、これの使用ライセンスがアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に付与されています。S&P®、S&P 500®、US 500、The 500、iBoxx®、iTraxx®およびCDX®は、S&P Global, Inc.またはその関連会社(「S&P」)の商標です。Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(「Dow Jones」)の登録商標です。これらの商標の使用ライセンスはSPDJに付与されており、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社に対し一定の目的でサブライセンスされています。当ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社によって後援、推奨、販売、または販売促進されているものではなく、これらのいずれの関係者も、かかる商品への投資の妥当性に関するいかなる表明も行わず、ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスのいかなる過誤、遺漏、または中断に対しても一切責任を負いません。

収益分配金に関する留意事項

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

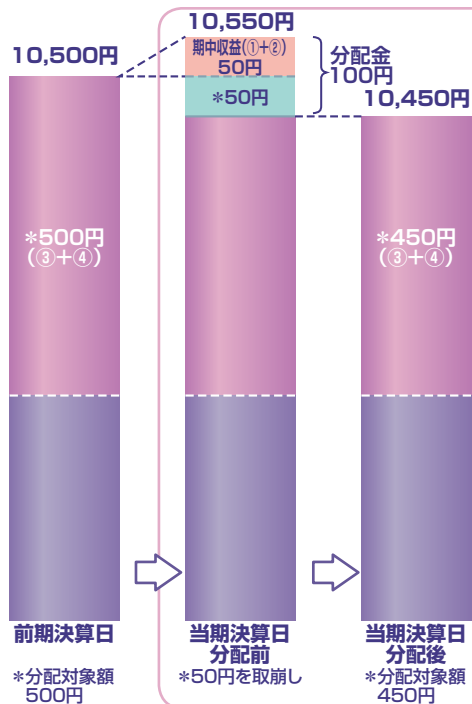
投資信託で分配金が支払われるイメージ



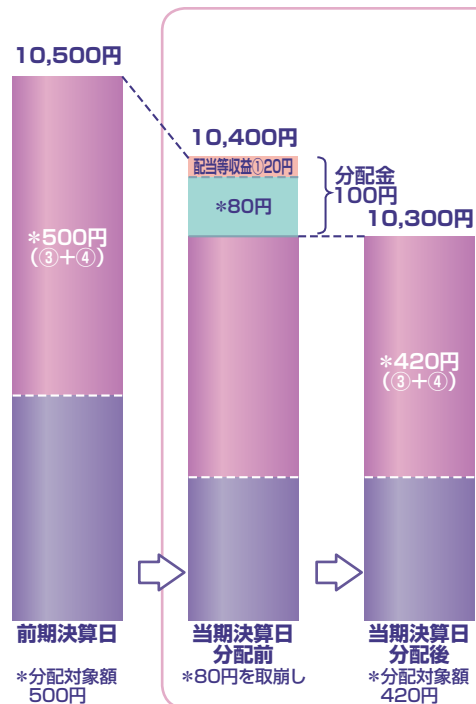
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算から基準価額が上昇した場合



前期決算から基準価額が下落した場合

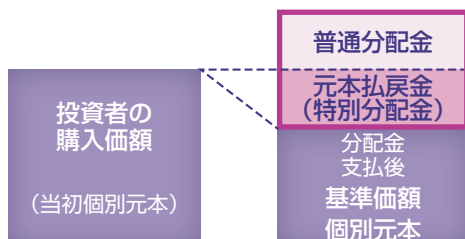


(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

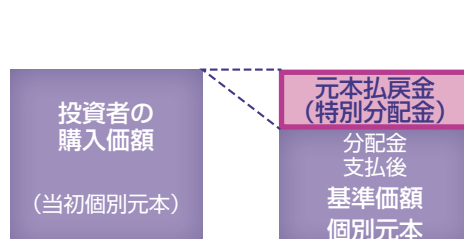
※上記はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりがいさかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



※ 元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は**非課税扱い**となります。

- ・ 普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。
- ・ 元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、(特別分配金) 元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式および上場投資信託証券を実質的な投資対象としますので、株式および上場投資信託証券の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 上場投資信託証券の価格は、連動目標とする資産価格および当該資産が関係する市況や市況の変化などの要因により変動します。上記事項に関する変動があった場合、ファンドに損失が生じるリスクがあります。

流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 上場投資信託証券について、金融商品取引所が定める一定の基準に該当した場合、上場が廃止される可能性があり、廃止される恐れが生じた場合や廃止となる場合も上場投資信託証券の価格は下がり、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあります。

為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

＜ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)と基準価額の主な乖離要因＞

当ファンドは、基準価額の変動率をダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース)の変動率に一致させることをめざしますが、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をお約束できるものではありません。

- ・ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスの採用銘柄以外の銘柄に投資をする場合があること、ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスの採用銘柄の変更や資本異動などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること。また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・分配原資となる組入銘柄の配当金受け取りと、当ファンドの分配金支払いのタイミングや金額が完全には一致しないこと。また、配当金にかかる税について、実際の税率と同指数の計算上の税率が完全には一致しないこと。
- ・先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックスの採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

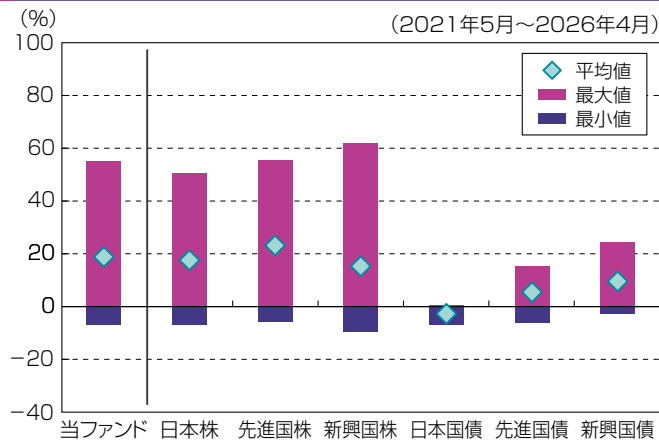
リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2026年4月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



(当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%))

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	18.8%	17.6%	23.2%	15.3%	-2.7%	5.5%	9.6%
最大値	55.2%	50.5%	55.7%	62.1%	0.6%	15.3%	24.5%
最小値	-7.1%	-7.1%	-5.8%	-9.7%	-6.9%	-6.1%	-2.7%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2021年5月から2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。ただし、当ファンドは直近1年間の騰落率がないため、ベンチマークのデータを使用しています。

<各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

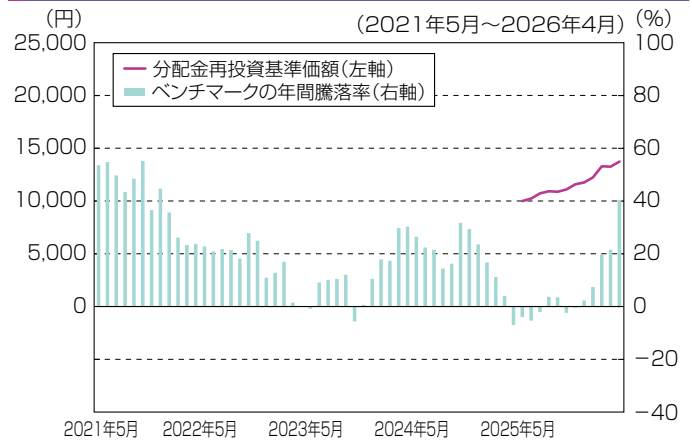
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



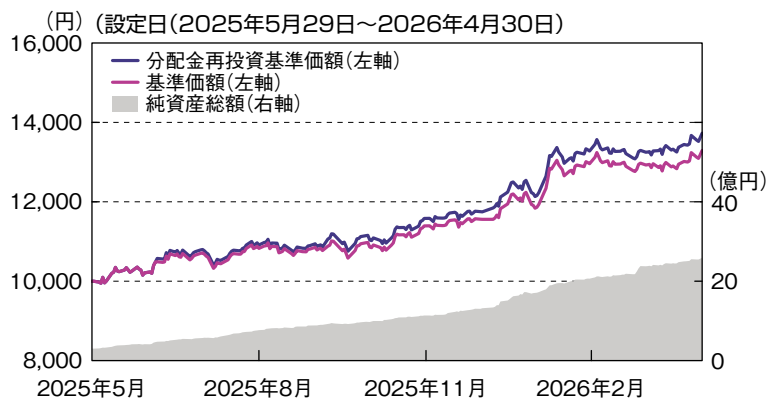
※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2025年5月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。ただし、当ファンドの年間騰落率がない場合は、ベンチマークのデータを使用しています。



基準価額・純資産の推移



基準価額..... 13,293円

純資産総額..... 25.88億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。
※分配金再投資基準価額は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算した理論上のものであることにご留意ください。

分配の推移(税引前、1万口当たり)

2025年7月	2025年10月	2026年1月	2026年4月	設定来累計
85円	90円	95円	100円	370円

主要な資産の状況

<資産構成比率>

組入資産	比率
株式	1.5%
うち先物	1.5%
投資証券	98.9%
現金その他	1.1%

※比率は当ファンドの純資産総額比です。
※先物取引にかかる証拠金は「現金その他」に含まれます。

「インデックス マザーファンド 米国高配当株式」のポートフォリオの内容

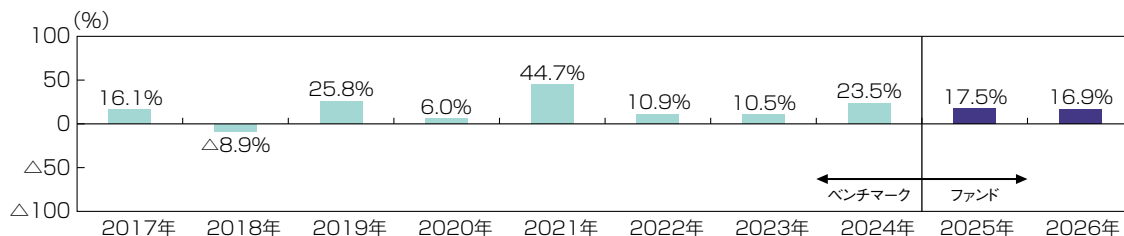
<組入銘柄>

銘柄	国・地域	資産の種類	比率
SCHWAB US DVD EQUITY-ETF	アメリカ	投資信託受益証券	98.87%

銘柄	国・地域	資産の種類	比率
MICRODOW2606	アメリカ	株価指数先物取引	1.51%

※比率は当ファンドの純資産総額比です。

年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は、分配金(税引前)を再投資したものととして計算しております。
※2024年以前は、ベンチマーク(ダウ・ジョーンズUSディビデンド100インデックス(税引後配当込み、円換算ベース))の収益率を表示しております。
※ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。
※2025年は、設定時から2025年末までの騰落率です。
※2026年は、2026年4月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。



お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2026年7月1日から2026年12月28日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、購入・換金の申込日がニューヨーク証券取引所の休業日またはニューヨークの銀行休業日に該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
換金制限	ファンドの規模および商品性格などにに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2025年5月29日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。 ・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることとなった場合 ・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき ・やむを得ない事情が発生したとき
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各4日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	1兆円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス www.amova-am.com ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	年2回(4月、10月)および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 ・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。 ・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ・配当控除の適用はありません。 ・益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用・税金

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)		ファンドの日々の純資産総額に対し年率0.10725%(税抜0.0975%) ※この他に、実質的に投資対象とする上場投資信託証券において、運用などに係る費用(ファンドが保有する上場投資信託証券の純資産に対し年率0.06%)がかかります。なお、上場投資信託証券に係る費用は変更となる場合があります。 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。												
		＜運用管理費用の配分(年率)＞												
		<table><tr><th colspan="4">運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率</th></tr><tr><th>合計</th><th>委託会社</th><th>販売会社</th><th>受託会社</th></tr><tr><td>0.0975%</td><td>0.0400%</td><td>0.0400%</td><td>0.0175%</td></tr></table>	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率				合計	委託会社	販売会社	受託会社	0.0975%	0.0400%	0.0400%	0.0175%
		運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率												
		合計	委託会社	販売会社	受託会社									
0.0975%	0.0400%	0.0400%	0.0175%											
委託会社	委託した資金の運用の対価													
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価													
		受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											
		※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。												
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.05%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額 ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用、⑤運用において利用する指数の標章使用料などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。												
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息および立替金の利息などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。												

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2026年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率 -----

対象期間:2025年10月7日～2026年4月6日

総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
0.20%	0.10%	0.10%

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。
※ファンド(実質的な保有も含みます)がETF(上場投資信託)等に投資している場合、それらの保有にかかる費用は上記には含まれておりません。
※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。
※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。



Handwriting practice area with 20 sets of horizontal dashed lines.

